

3 全ての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

(1) こどもの貧困の解消に向けた対策

ア 現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利を侵害するとともに社会的孤立にもつながる深刻な問題です。モニター調査においても、「大学や塾に行くことをお金を理由で諦めることがないようにしてほしい」（高校生）、「高校や大学へのお金が負担となる」（高校生）などと言った意見がありました。

貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、その解消に向けて社会全体で全力を挙げて取り組む必要があります。

本県のこどもの相対的貧困率※46は、令和5年度に実施した「子供の生活実態調査」によると10.7%で、平成30年度に実施した同調査より低下してはいるものの約10人に1人は貧困状態にあります。

所得段階別の分布

	所得の範囲	件数	%	%(判定不能を除く)
所得段階Ⅰ（中央値以上）	245万円以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ（中央値の2分の1以上）	123～245万円未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）	123万円未満	897	9.7	10.7
判定不能	—	932	10.0	—

前回(H30)との比較

	今回調査(R5)		前回調査(H30)	
	所得の範囲	%	所得の範囲	%
所得段階Ⅰ（中央値以上）	245万円以上	50.9	238万円以上	51.3
所得段階Ⅱ（中央値の2分の1以上）	123～245万円未満	38.4	119～238万円未満	37.2
所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）	123万円未満	10.7	119万円未満	11.6

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」（令和5年）

※46：所得（等価可処分所得）の中央値の半分に満たない状態

生活必需品の購入困難経験、料金等の支払い困難経験、生活必需品の非所有のうち、いずれか1つ以上の経験がある世帯を「経済的困難世帯」と定義します。経済的困難世帯は前回より0.6ポイント増えています。

経済的困難世帯の分布と前回(H30)との比較

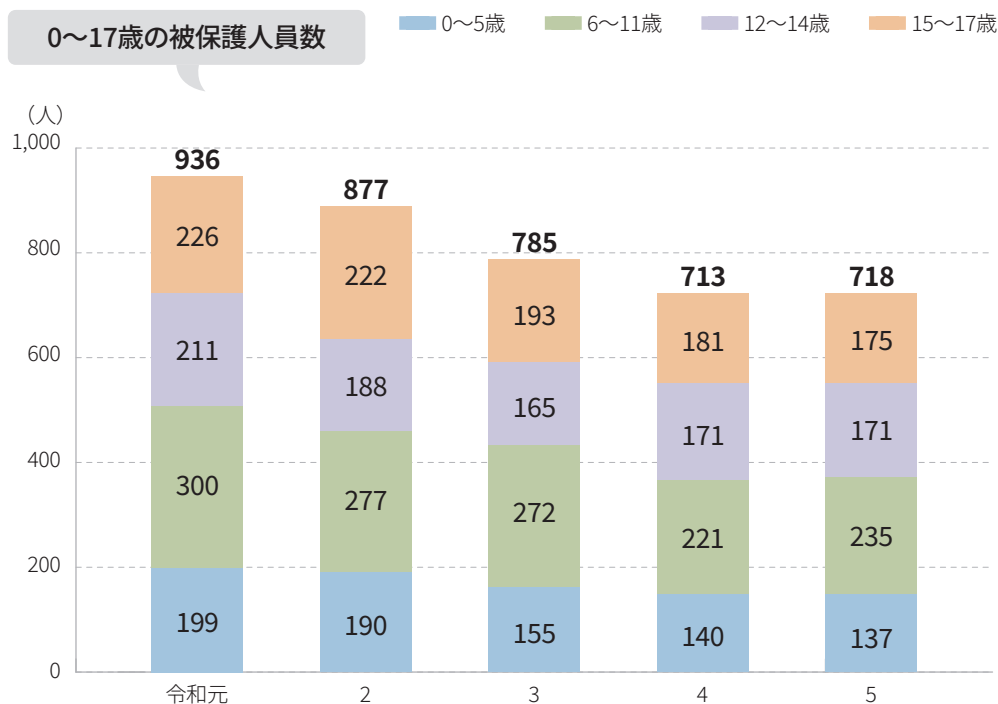
	今回調査(R5)		前回調査(H30)	
	件数	% ※	件数	% ※
経済的困難世帯	1,586	18.0	1,168	17.4
非困難世帯	7,227	82.0	5,548	82.6
判定不能	464	—	280	—

※%は判定不能を除いた割合

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

県内で生活保護を受けている0～17歳の人数は若干減少してはいるものの、700人を超えています。

0～17歳の被保護人員数



出典：和歌山県「和歌山県の生活保護」

和歌山県の生活保護世帯において、県内全体や全国に比べて高等学校中退率が高くなっています。また、高等学校等卒業後の状況は、県内全体や全国の生活保護世帯に比べて大学等進学率が低く就職率が高くなっています。

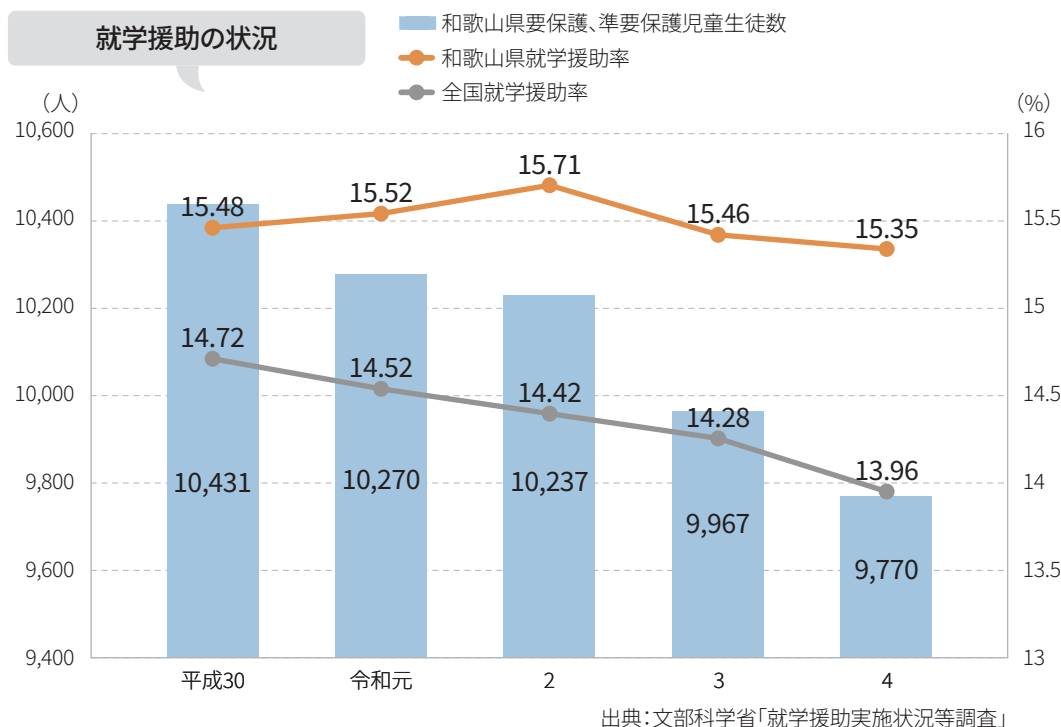
生活保護世帯のこどもの進学率、就職率、高等学校等中退率

			和歌山県		全 国	
			全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
中学校卒業後	高等学校等 進学率(%)	令和3年度卒業	99.0	98.4	98.8	93.8
		令和4年度卒業	99.1	98.2	98.7	92.5
	就職率(%)	令和3年度卒業	0.1	1.6	0.1	1.1
		令和4年度卒業	0.1	1.8	0.2	1.3
	高等学校等 中退率(%)	令和3年度卒業	1.3	4.1	1.1	3.3
		令和4年度卒業	1.0	6.4	1.4	3.7

			和歌山県		全 国	
			全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
高等学校等卒業後	大学等 進学率(%)	令和3年度卒業 大学・短期大学	56.0	14.5	59.5	23.3
		令和3年度卒業 専修学校等	21.4	21.8	16.8	19.2
		令和4年度卒業 大学・短期大学	57.0	15.2	60.8	24.0
		令和4年度卒業 専修学校等	20.1	21.7	16.2	19.2
	就職率(%)	令和3年度卒業	18.1	45.5	14.7	39.6
		令和4年度卒業	17.9	45.7	14.2	39.1

出典：文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

県内の要保護、準要保護児童生徒数は減少傾向にありますが、就学援助率は全国に比べ高くなっています。



携帯電話、スマートフォンの所持率は、世帯の経済状況^{※47}による差がみられませんが、前回調査に比べ所持率は上がっています。

自分が使うことができる携帯電話、スマートフォンが「ある」と回答したこどもの割合

		全体	所得段階Ⅲ	経済的困難	
小学5年生	R5	51.9%	58.1%	55.6%	(n=4,824)
	H30	40.6%	41.8%	42.3%	(n=3,768)
中学2年生	R5	87.8%	87.4%	85.0%	(n=4,453)
	H30	68.5%	64.3%	70.2%	(n=3,215)

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

※47：所得段階Ⅲ及び経済的困難の定義は、49ページ、50ページの表を参照

ゲーム機の使用、電話やメール、インターネットの利用が全体に比べ経済的に厳しい世帯の子どもほど長時間になる傾向があります。また、いずれの世帯においても、前回調査より使用時間が長時間になっています。

ゲーム機などの使用時間が2時間以上のこどもの割合

			全体	所得段階Ⅲ	経済的困難	
小学5年生	ゲーム	R5	34.8%	51.9%	49.3%	(n=4,824)
		H30	20.7%	29.1%	28.7%	(n=3,768)
	電話やメール、インターネット	R5	21.0%	29.3%	28.2%	
		H30	9.9%	16.3%	13.3%	
中学2年生	ゲーム	R5	38.3%	46.6%	47.6%	(n=4,453)
		H30	28.4%	38.9%	35.8%	(n=3,215)
	電話やメール、インターネット	R5	51.0%	56.8%	58.2%	
		H30	32.0%	42.7%	43.8%	

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

経済的に厳しい世帯の子どもほど、生活習慣^{※48}が備わっていない割合が高くなっています。ゲーム機の使用、電話やメール、インターネットの利用時間が関連していると考えられます。

生活習慣の高低別に見たこどもの割合

			全体	所得段階Ⅲ	経済的困難	
小学5年生	生活習慣 高	R5	60.8%	44.3%	45.3%	(n=4,824)
		H30	63.4%	49.0%	47.4%	(n=3,768)
	生活習慣 低	R5	14.4%	27.2%	28.1%	
		H30	12.5%	21.9%	22.8%	
中学2年生	生活習慣 高	R5	57.4%	45.2%	47.3%	(n=4,453)
		H30	61.7%	52.0%	51.3%	(n=3,215)
	生活習慣 低	R5	18.6%	28.6%	29.9%	
		H30	14.3%	21.9%	22.9%	

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

※48：子供の生活実態調査において、「朝起きる時間、寝る時間が決まっている」「歯磨きや入浴を毎日する」「ふだん朝ごはんを食べる」ができていて生活習慣を得点化

経済的に厳しい世帯の子どもほど、朝食を食べる割合が低くなっています。

朝食をいつも食べると回答した子どもの割合

		全体	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	R5	86.1%	73.2%	74.4%
	H30	90.0%	82.2%	81.8%
中学2年生	R5	81.5%	72.6%	73.2%
	H30	87.0%	78.4%	79.1%

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

いずれの学年も、所得段階にかかわらず、放課後に過ごしている居場所の数が多いほど自尊心が高い傾向にあります。

放課後の居場所の数別に見た自尊心が高い子どもの割合

		居場所の数	全体	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	0～2		39.7%	35.3%	29.8%
	3～5		47.1%	39.6%	43.2%
	6～8		49.6%	46.2%	38.0%
	9～11		71.1%	100.0%	80.0%
中学2年生	0～2		26.2%	20.4%	22.3%
	3～5		32.8%	23.8%	32.2%
	6～8		34.5%	33.3%	28.9%
	9～11		52.4%	0.0%	75.0%

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

1 展開する施策

(ア) 教育の支援

全てのこどもが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

a：保育料等の助成

全てのこどもが安心して年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育、保育を受けられるよう利用料等を支援します。

b：教育費の負担軽減

こどもが安心して教育を受けられるよう、授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。

c：学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、支援体制を強化

学校を窓口として、貧困家庭のこどもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげます。

d：地域における学習支援

地域学校協働活動^{※49}等において、学習支援や体験活動を充実します。

e：こどもの居場所づくりの推進

こどもの生活習慣の向上や自尊感情を育むため、勉強や体験が可能なおとこ、食事の提供のあるところなど、こどもだけで気軽に安心して利用でき、地域の多様な大人と関わることのできる居場所づくりを推進します。

(イ) 生活の安定に資するための支援

貧困の状態にある家庭のこどもや若者は貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念があります。こどもの貧困の解消に向けて、まず保護者が自立した生活を営めるよう保護者の相談対応事業を進め、こどもの希望を踏まえた進路選択に向けて、生活環境の改善のための支援を行います。

a：保護者の生活支援

様々な課題を抱える保護者に対し、包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進します。

b：こどもの生活支援

健全な発育や健康の維持、増進のため、基本的な生活習慣の定着や健全な食生活の実践を推進します。

c：若者の就労支援

就職を希望する若者が就職し、自立できるよう支援します。

d：住宅に関する支援

ひとり親世帯や多子世帯などが生活の安定に必要な住宅を確保できるよう、公営住宅の優先入居を行います。

※49：幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働し行う様々な活動。登下校の見守りや授業補助など

(ウ) 保護者の就労支援

保護者の就労は、一定の労働収入によって生活の安定を図ることはもちろん、多様で柔軟な働き方により子どもと過ごす時間を確保することや、働く親の姿を見て子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、貧困の連鎖を防止する上でも大きな意義があります。

a：職業生活の安定と向上のための支援

非正規社員の正社員化などによる所得の増大や仕事と家庭を安心して両立できる働き方を推進します。

b：困窮世帯等への就労支援

生活困窮者等の状況に応じ、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図ります。

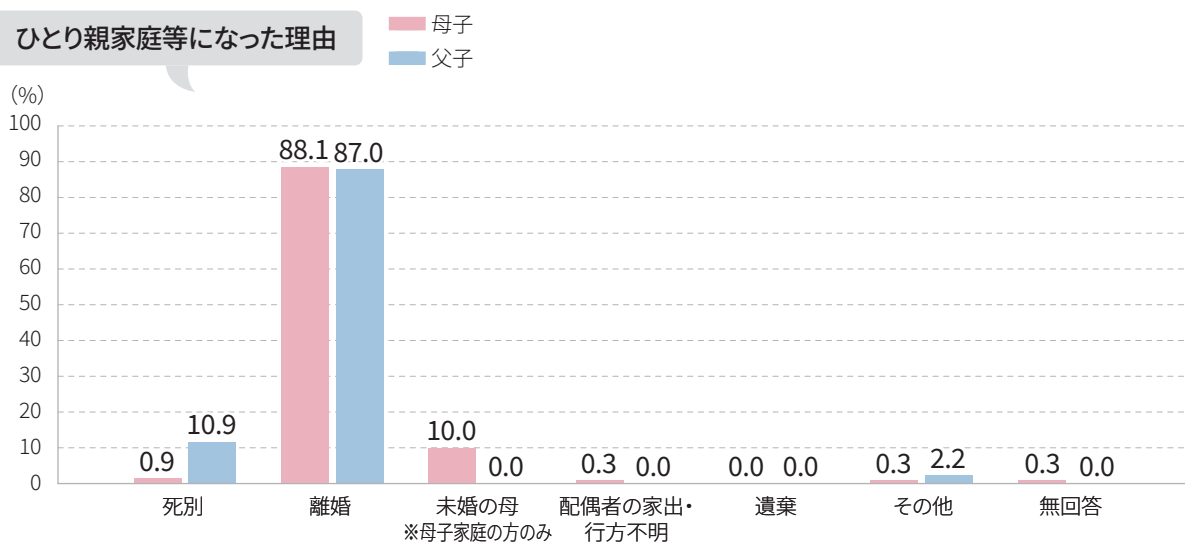
(2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援

ア 現状と課題

令和2年の国勢調査によると、県内のひとり親家庭の総数は10,059世帯あり、うち母子家庭は8,804世帯、父子家庭は1,255世帯で、いずれも同じ方法で統計が開始された平成22年以降減少しています。

ひとり親家庭になった理由について、離婚によるものが母子家庭で88.1%、父子家庭で87.0%といずれも多数を占めています。

ひとり親家庭等になった理由



出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

ひとり親世帯の家族構成について、母子家庭の66.8%、父子家庭の39.1%がひとり親と子どものみの家庭でした。

20歳未満のこどもの数については、母子家庭の50.2%、父子家庭の47.8%と、いずれも約半数が1人と回答していますが、4人以上との回答も、母子家庭の7.8%、父子家庭の13.0%に達しています。

母子家庭の相対的貧困率は42.0%と、子育て世帯全体の相対的貧困率(49ページの表「所得段階別の分布」を参照)の約4倍となっています。

母子家庭及び父子家庭の世帯別の所得段階別の分布

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

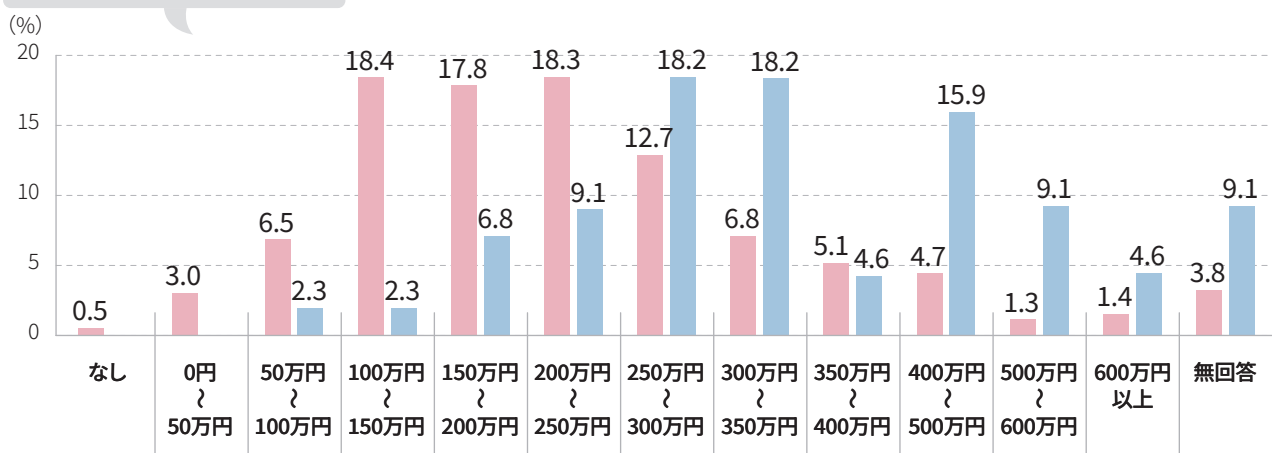
	所得の範囲	母子家庭		父子家庭	
		件数	%	件数	%
所得段階Ⅰ(中央値以上)	245万円以上	134	12.7	42	38.9
所得段階Ⅱ(中央値の2分の1以上)	123～245万円未満	477	45.3	57	52.8
所得段階Ⅲ(中央値の2分の1未満)	123万円未満	442	42.0	9	8.3

ひとり親家庭の年間収入について、母子家庭の48.4%において、年間収入が200万円未満となっています。令和5年度に実施した「子供の生活実態調査」によると年間収入が200万円未満と回答した保護者の割合は7.7%であることから、母子家庭の収入が特に低い傾向にあります。

令和4年度中の収入

■ 母子 ■ 父子

出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

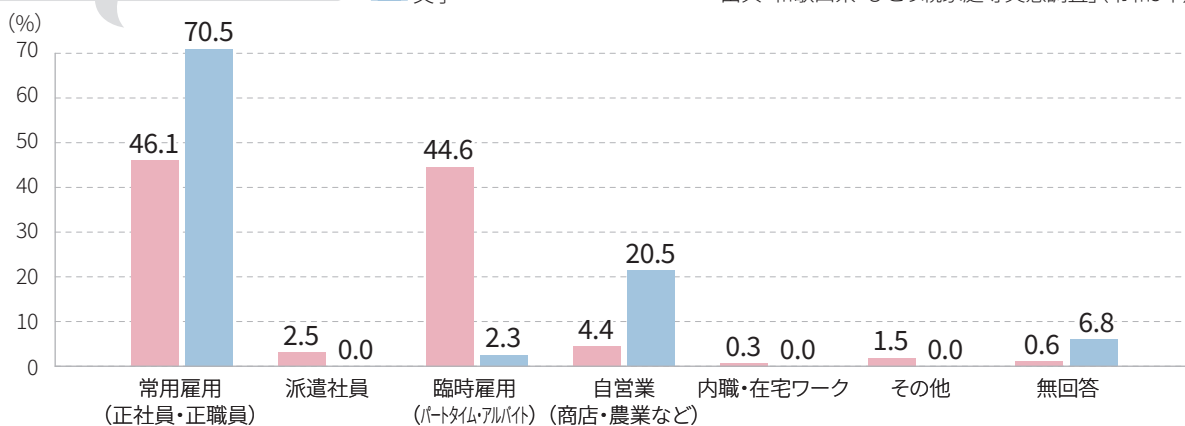


ひとり親家庭の就業について、有業率は、母子家庭が90.3%、父子家庭が89.1%と大きな差はありませんが、母子家庭では臨時雇用など不安定な形態での就労が多く、そのことが収入の低さにつながっていることがうかがえます。

現在の仕事の勤務形態

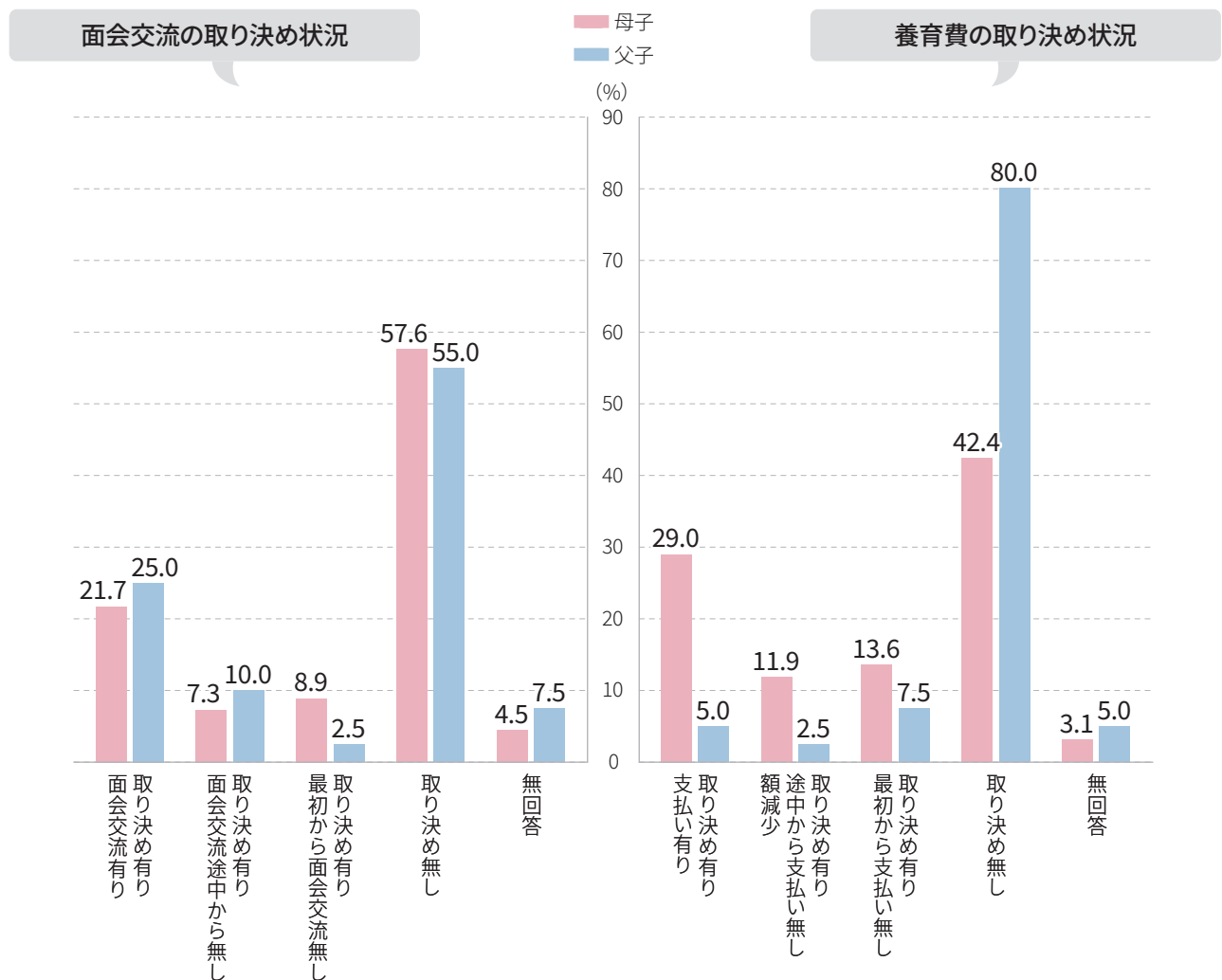
■ 母子 ■ 父子

出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)



ひとり親家庭のこども、あるいは親自身が病気になった場合の主な看護者について、こどもが病気になった場合は、母子家庭の72.4%、父子家庭の50.0%が親自身と回答しています。親自身が病気になった場合は、母子家庭の21.9%、父子家庭の10.9%において看護者がいないと回答しており、普段から家事や育児の負担が重くのしかかっていることがうかがえます。

離婚の場合、安全な親子交流の機会を確保することや、養育費が確実に支払われることが望まれますが、県ひとり親家庭等実態調査では、親子交流については離別母子家庭の57.6%、離別父子家庭の55.0%が、養育費については離別母子家庭の42.4%、離別父子家庭の80.0%が、それぞれ取り決めをしないまま離婚していると回答しています。



出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

イ 展開する施策

(ア) 経済基盤の安定

児童扶養手当などの金銭的給付や貸付、就労支援によりひとり親家庭の経済基盤の安定を図ります。

a：経済支援

18歳未満のこどもを養育する一定の所得水準未満のひとり親家庭に対して、児童扶養手当の支給や医療費の自己負担額の助成を行います。

b：就労支援

(a) ひとり親家庭の実情に合わせた就労支援

母子家庭等就業・自立支援センターが、個々のひとり親家庭の実情に合わせて相談に応じるとともに、就職に役立つ知識や技術の習得を図るセミナーを開催します。

(b) 専門機関による支援

ハローワーク、わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）、若者サポートステーションWith You^{※50}等の就労支援機関で専門的な支援が受けられる体制を整えます。

(c) 資格取得支援

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給により、安定した就職に有利となる資格の取得を支援します。

c：各種資金の貸付

こどもの修学や生活の安定等、目的に応じた12種類の資金を、適切な審査の上無利子または低利子で貸し付けます。

(イ) 生活基盤の安定

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭の負担軽減や相談支援体制の強化を図ります。

a：家事育児の支援

(a) 日常生活の支援

ひとり親家庭の親が疾病等により一時的に家事や子育てに支障が生じた場合に、家事や保育サービス等を行う家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施します。

(b) 仕事と子育ての両立支援

ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるように保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先利用の促進、短期入所生活支援事業（ショートステイ）及び夜間養護事業（トワイライトステイ）等の各種育児サービスが利用できる体制を整えます。

※50：県が子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」を、県内3か所の地域若者サポートステーション（県と厚生労働省の協働事業、若者の職業的自立を支援）に併設し、一体的に運用している機関

b：住居支援

(a) 住居資金の支援

住宅支援資金貸付制度により、ひとり親家庭の住居の借上に必要な資金を貸し付けます。

(b) 公営住宅等の活用

生活の拠点である住宅の安定的な確保を支援するため、公営住宅や住宅セーフティネットの活用等を促進します。

(c) 母子生活支援施設の体制整備

母子生活支援施設において、母子家庭を対象に住居確保や日常生活、就労等の支援を受けることができる体制を整えます。

c：相談及び情報提供

(a) 母子・父子自立支援員による情報提供

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に幅広く応じるとともに、必要な情報を提供します。

(b) 訪問支援員による相談対応

児童扶養手当の新規受給資格者となった方を対象に、必要に応じて訪問支援員を派遣し、支援制度の案内や生活一般に係る相談に応じます。

(c) ひとり親家庭同士の交流

ひとり親家庭の方々が抱える悩みを共有し、お互いに相談し合える居場所を提供するため、ひとり親家庭の親子が集い語らう機会を設けます。

(ウ) こどもへの支援

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全、安心な親子交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取り決めに促進します。

a：親子交流

離婚時における親子交流の取り決めに促進するため、県民に啓発する機会を設けます。

b：養育費確保

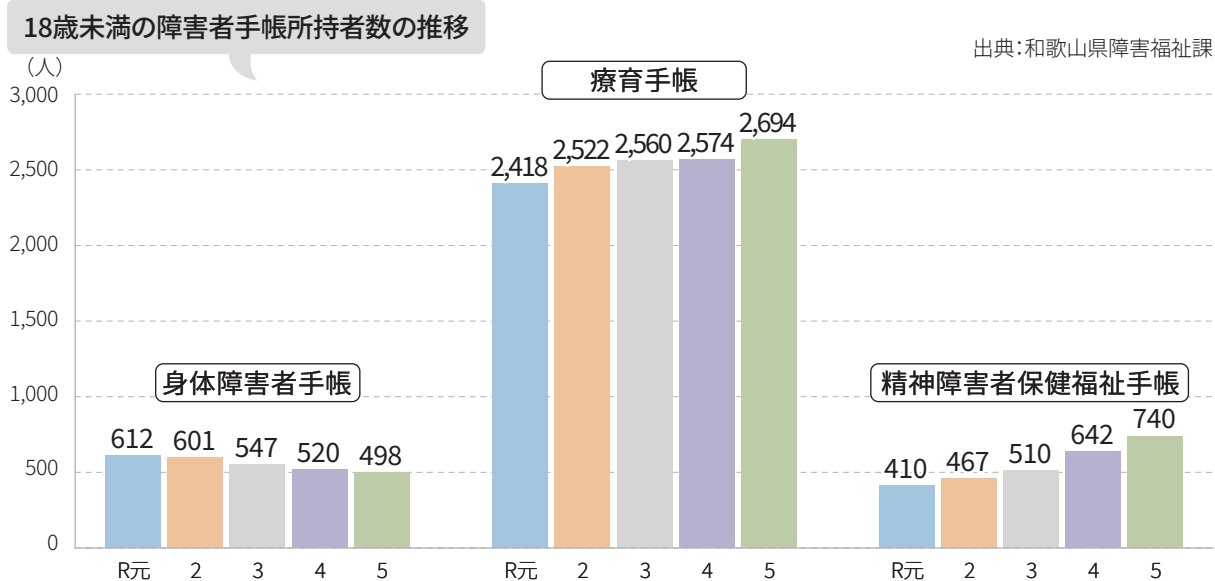
離婚時における養育費確保の取り決めに促進するため、公正証書の作成や保証契約の締結費用等を支給するとともに、公証役場や裁判所等への同行支援を行います。

(3) 障害等のある子どもや若者への支援

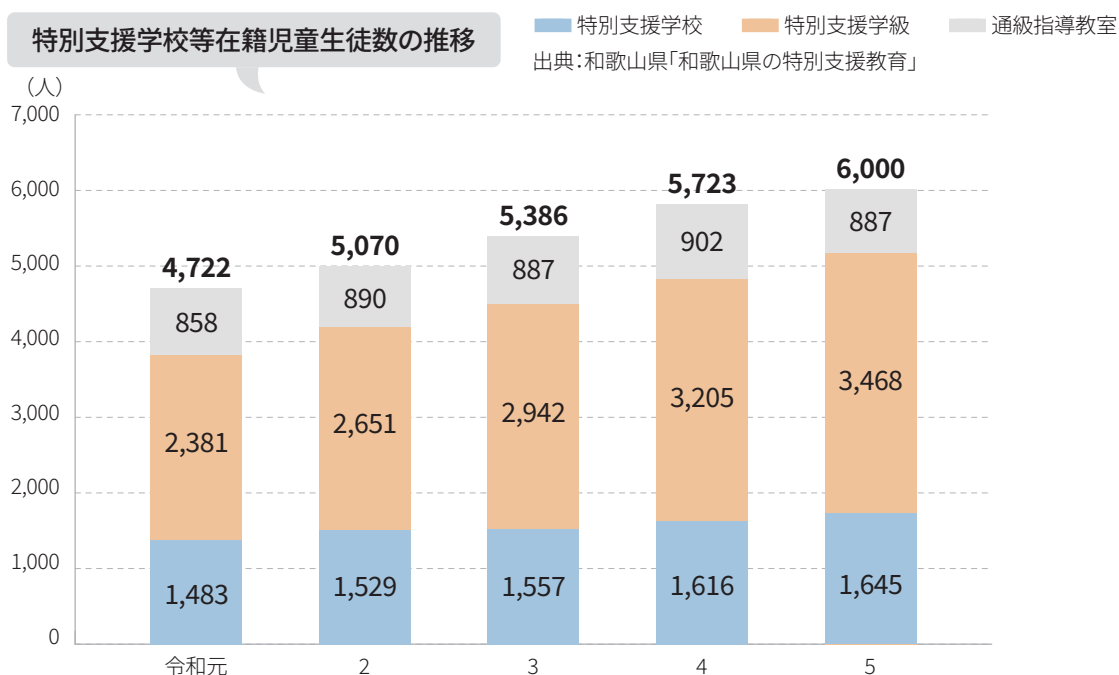
ア 現状と課題

障害、発達特性、病気等のある子どもや若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援とのつながりの中で発達や自立を支援する必要があります。

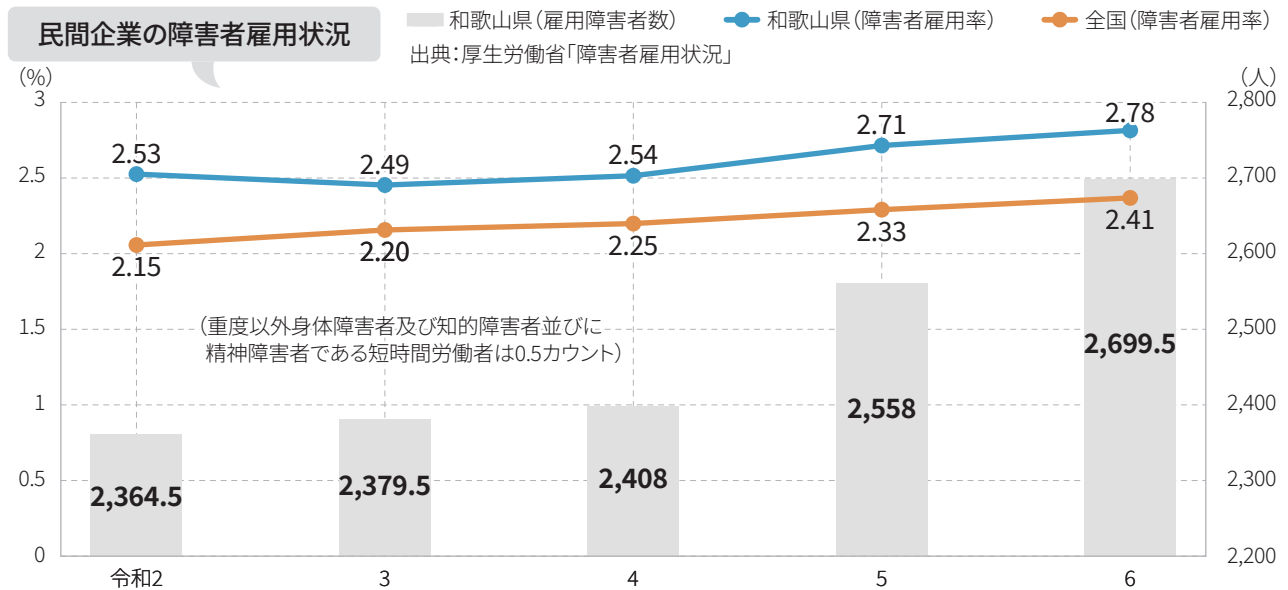
令和5年度の本県における18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は498人で減少傾向ですが、療育手帳所持者数は2,694人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は740人で、増加傾向にあります。



令和5年度における本県の特別支援学校の在籍者数は1,645人となっています。小、中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒も加えると6,000人で、増加傾向にあります。



本県の民間企業における障害者雇用率は全国値よりも高く、令和6年は2.78%となっています。雇用している障害者数は令和6年が2,699.5人で、増加傾向にあります。



イ 展開する施策

(ア) 地域における支援体制の強化

心身の発育や発達、病気等の状態に応じた適切な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等が連携して地域における障害や病気のあるこどもの支援体制の強化や切れ目ない施策を推進します。

a：障害児者サポートセンター等での相談対応

障害児者サポートセンターや児童相談所、児童発達支援センター等の専門機関で、障害のあるこどもに関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。

b：児童発達支援センターの設置促進

地域の障害のあるこどもの健全な発達において中核的な役割を担う「児童発達支援センター」の設置を促進し、地域の療育支援体制を確立します。

c：児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の各圏域設置

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

d：難病・こども保健相談支援センター等での相談対応

難病・こども保健相談支援センターや保健所において、引き続き、難病等により長期療養を必要とするこども等やその家族の精神的な不安等を解消し、生活の質を向上させるための相談、支援を実施します。

e：聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施

聴覚障害の早期発見、早期支援が切れ目なく図られるよう、聴覚障害児支援拠点を中心に、保健、医療、福祉、教育の連携を強化するとともに、きこえとことばに不安のある乳幼児とその保護者に対し、「乳幼児きこえとことば相談」による地域巡回を通じて、適切な情報発信や相談支援を行います。

f：発達障害の理解促進と支援

発達障害のある人が、それぞれのライフステージにあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、発達障害が広く理解されるよう啓発します。

g：医療的ケアが必要な子どもやその家族等への支援

住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう和歌山県医療的ケア児等支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供を実施するとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携促進、各圏域の医療的ケア児支援体制整備のサポートを行います。

(イ) インクルーシブな教育環境の充実

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

a：多様な学びの場の整備、充実

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援に資するため、通級指導教室^{※51}の整備を促進します。また、小学校、中学校の通級指導教室担当教員や特別支援学校等、特別支援教育に関する専門性のある教員による巡回相談を実施し、校内委員会の機能強化を支援します。

b：切れ目ない支援の推進

一人一人に教育的ニーズを正確に把握し、在学中だけでなく卒業後の進路先においても適切な支援と合理的配慮が切れ目なく行われるよう、つなぎ愛シート^{※52}の活用を推進します。

c：交流及び共同学習の推進

特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が互いに理解し合う取組を進めるとともに、心のバリアフリーの推進に取り組みます。

(ウ) 経済的支援

身体障害、知的障害、精神障害のある子どもや長期にわたり療養を必要とする子ども等の養育者の経済的負担の軽減を図るため、医療費等の助成を行います。

a：特別児童扶養手当の支給

中程度以上の障害のある子ども（20歳未満）を監護する親、もしくは親に代わり養育する方に対して、一定額の手当を支給します。

b：小児慢性特定疾病医療費の助成

小児慢性特定疾病にかかっている子ども（18歳未満）等に対し、治療等に要する医療費の自己負担分の一部を助成します。

c：補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を補助します。

※51：大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を特別の指導の場（通級指導教室）で受ける指導形態

※52：障害のある幼児児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫した指導や支援を行うことができるようにするために作成する個別の教育支援計画

(工) 就労の支援

障害者雇用の一層の促進を図るとともに、雇用、福祉、教育が連携し、就職の準備段階から就労定着までの一貫した支援に取り組みます。

a：就労体験の実施

インターンシップ事業を通じ、障害福祉サービス事業所等を利用している障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、障害のある人や障害に対する職場の理解を促進します。

b：障害者雇用促進の啓発

事業主への障害者雇用率制度、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務等を周知し、障害者雇用の促進を図ります。

c：職業能力の開発

パソコン操作訓練等を実施し、障害のある人の職業能力の向上を図ります。

d：一般就労支援の充実

障害のある人の一般就労移行と就労定着を図るため、労働局と共同で設置した「障害者就業・生活支援センター」において、雇用、福祉、教育等の関係機関や就労系障害福祉サービス事業所との連携を強化します。

e：福祉的就労支援の充実

就労系障害福祉サービス事業所が製作する自主製品の定期的な販売会の開催による流通販路の拡大や製品の付加価値を高める取組を支援し、工賃の向上を図ります。

f：各圏域の自立支援協議会の活用

雇用、福祉、教育等の関係機関等で構成する自立支援協議会において、各関係機関の連携を促進し、各人にあった就労支援を推進するための体制整備などについて協議します。

(オ) 社会への参加と支援

障害者スポーツの普及や文化、芸術活動の充実を図ります。

a：障害者スポーツの推進

特別支援学校の生徒がスポーツを通じて交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を支援します。

b：文化、芸術活動を支援する人材の育成

障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の育成及び確保のため、各事業所等へ講師を派遣する「出前教室」や障害福祉サービス事業所職員、特別支援学校教職員等を対象とした研修会等を実施します。

c：障害のある人への学習機会の提供

障害のある人が、学校卒業後も学び続けることができるよう、文化、芸術を中心に幅広い分野の講座を開設し、講師が、直接、学びたい方のところを訪問する「出張まなび講座」を実施します。

(4) 児童^{※53}虐待防止対策の強化

ア 現状と課題

児童相談所への虐待の相談件数は年々増加し、令和5年度は2,192件で、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の160件から約13.6倍となっています(19ページのグラフ「県児童相談所における児童虐待相談件数」を参照)。

また、児童相談所で対応した相談の内容については、令和5年度は身体的虐待424件、ネグレクト472件、心理的虐待1,283件、性的虐待13件で、心理的虐待が最も多く^{※54}なっています。

相談経路	(件)
都道府県	162
市町村	478
児童福祉施設等	36
警察等	759
児童家庭支援センター	7
家庭裁判所	0
保健所・医療機関	52
学校等	172
里親	0
児童委員	0
家族	198
親戚	33
近隣知人	209
児童本人	39
その他	47
計	2,192

出典：和歌山県「令和5年度和歌山県内における児童虐待相談の状況」(令和6年)

児童相談所へ相談が寄せられた経路としては、警察等が最も多く、次いで市町村、近隣知人になっています。また、家庭の状況の変化に気づきやすい近隣知人からの通告は、平成19年度は21件でしたが、令和5年度は209件に増加しています。

一方で全国の令和4年度の虐待による死亡者数(心中以外)は56人で、そのうち0歳児の割合が44.6%と最も高くなっています。また、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは62.5%でした。

近年、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、子育てを身近な場で日常的、継続的に支援する取組が必要です。また、保護者が育てづらさを感じ負担を抱えやすい児童等への支援や、親子共に周囲に悩みを打ち明けにくい性暴力被害に対する支援も大切です。

そのような中で、令和4年改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。また、新たに子育て世帯への支援を充実するための家庭支援事業^{※55}と生活に困難を抱える妊産婦等に一時的に

住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業などが定められ、都道府県等がその体制整備や支援を必要とする家庭や妊産婦への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。

これらの社会情勢や法改正を踏まえ、児童を虐待から守るための総合的な対策を推進していく必要があります。

※53：本項における「児童」は児童福祉法第4条に定義される18歳未満の者をいう

※54：虐待相談の傾向としては、平成12年度から平成25年度までは身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の順で多かったが、平成26年度以降は心理的虐待が最も多くなっている

※55：新たに子育て世帯訪問支援事業など3事業を創設し、既存の事業と合わせた6事業の総称

イ 展開する施策

(ア) 児童虐待の発生予防

児童虐待の防止に向け、広く県民や児童に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について広報啓発を行います。また、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、身近な場所で日常的、継続的な子育て体制を構築します。

a：児童虐待を防止するための啓発

児童虐待を防止するための啓発や、乳幼児へのふれあい体験学習等の実施を通して、児童虐待防止に向けた県民意識の醸成に努めます。

b：子育て支援の促進

妊産婦や子育て家庭等が出産や育児の悩みに関して気軽に相談できる身近な相談機関を整備するなど、地域における子育て支援の促進に努めます。

c：支援体制の充実

児童と家庭に関する児童相談所などの相談体制の充実を図るとともに、性暴力被害者に対する支援体制など各種支援の充実を図ります。

(イ) 児童虐待の早期発見、早期対応

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村が実施する子育て支援施策等により家庭の状況を把握し、早期発見、支援につなげます。

a：市町村を中心とした支援の充実及び関係機関等との情報共有の徹底

市町村を中心とした支援体制の充実や関係機関等との情報共有を徹底し、児童虐待の見逃しを防ぎます。

b：児童虐待通告への迅速、的確な対応

児童虐待通告への迅速、的確な対応のため、48時間以内の安全確認の実施及び児童の安全を最優先にした一時保護に取り組みます。また、そのために必要な関係機関との連携強化及び児童相談所の体制の強化を推進します。

(ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築

複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門人材の育成や人員体制の強化に努めるなど、市町村の体制を充実します。

a：こども家庭センターの整備促進

県内全ての児童や家庭が、身近な地域で切れ目なく相談支援が受けられるよう、こども家庭センターの整備を促進します。

b：職員の専門性の向上

市町村が、児童相談所や警察、児童家庭支援センター^{※56}、その他関係機関と連携しながら要保護児童対策地域協議会^{※57}の運営を適切に行うことができるよう、技術的助言を行うとともに、研修開催等による職員の専門性向上を図ります。

c：保護者への育児支援

保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、子育て短期支援事業など、市町村が実施する支援事業の充実を図ります。そのため、市町村の家庭支援事業等の必要な事業量の見込みや確保状況を把握します。

d：母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設は母子分離せずに児童を支援できる施設であることから、母子が共に暮らし、安定した生活を送ることができるよう、母子生活支援施設の活用を促進します。

e：在宅指導の実施における連携

児童相談所の在宅指導について安全かつ健全にこどもが育つ家庭維持に向けて市町村や学校、保育所その他関係機関と連携していきます。

f：児童家庭支援センターの機能強化と設置促進

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるよう、必要な支援を実施します。また、児童家庭支援センターが家庭支援事業を実施し、在宅指導措置委託を増加させることなどにより、児童家庭支援センターの機能強化に努めます。

(工) 支援を必要とする妊産婦等の支援

特定妊婦等^{※58}の生活援助体制の整備や支援の利用勧奨等を通じて、特定妊婦等へ着実に支援を届けます。

a：関係機関との連携体制の構築

特定妊婦等について支援対象者の把握や地域生活を支援するため、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築を目指します。

b：特定妊婦等への支援体制の整備

生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的に住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施するための体制を検討します。

c：助産制度の周知

助産施設を利用できる体制を維持しながら、特定妊婦等に助産制度を周知し、利用できるように努めます。

※56：地域に密着したよりきめ細やかな相談支援のため、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う機関

※57：民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行う児童福祉法に基づく協議会。県内全ての市町村に設置済

※58：予期せぬ妊娠や貧困、DVなど様々な理由で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、その他これに類する者及びその者の監護すべきこども

(オ) 児童相談所、一時保護施設の体制強化

虐待通告の迅速かつ的確な対応が児童相談所に求められる中、児童相談所は養護、非行、障害相談などあらゆる相談に対応するとともに一時保護や里親等委託、施設入所等の対応、親子関係再構築支援など多岐にわたるため、その体制の強化が必要です。

また、併せて児童の安全を迅速に確保し適切な保護^{※59}を図り、児童の心身の状況等を把握するため、一時保護施設における支援の充実と体制を強化する必要があります。

a：児童相談所の体制強化

児童福祉法の改正等^{※60}を踏まえ、児童相談所への児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの計画的な増員や組織、業務分担の見直しなどにより体制強化を図ります。

b：児童相談所職員の専門性の向上

児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等の専門的な知識や援助技術の向上を図ります。

c：児童家庭支援センターの設置

地域に密着したよりきめ細やかな相談支援のため、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターを計画的に設置します。

d：一時保護された児童の権利の尊重

一時保護された児童の権利が尊重され安心して生活できるよう、児童の年齢や心身の状況などに応じた日課の提供やアンケートの実施等による意見聴取を実施します。

e：児童に応じた専門的ケア

一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮し一人一人の状況に応じた専門的なケアを実施します。

f：一時保護施設の適正運営

一時保護された児童の立場に立った質の高い支援を行い、一時保護施設の適正な運営や施設の運営の透明化を図るための外部機関による第三者評価を定期的に受審します。

g：一時保護施設職員の専門性の向上

一時保護施設職員の専門性の向上のため、職場内外の研修を計画的に実施します。

h：一時保護委託体制の充実

児童養護施設等への一時保護委託について、児童の心身の状態や地域性、通学への配慮や性格特性に配慮した、丁寧なケアを行える体制の充実に努めます。また、一時保護専用施設の設置についても児童養護施設等に働きかけていきます。

i：学習機会の確保

一時保護児童の学習機会の確保のため、一時保護施設に学習指導員を配置するなど、必要な支援を実施していきます。

※59：一時保護の適正性や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入が令和4年改正児童福祉法により規定され、令和7年6月より施行される

※60：令和4年改正児童福祉法により、こどもの意見聴取等措置が規定され、一時保護や措置の決定の際に、児童の意見を聴取することとされた

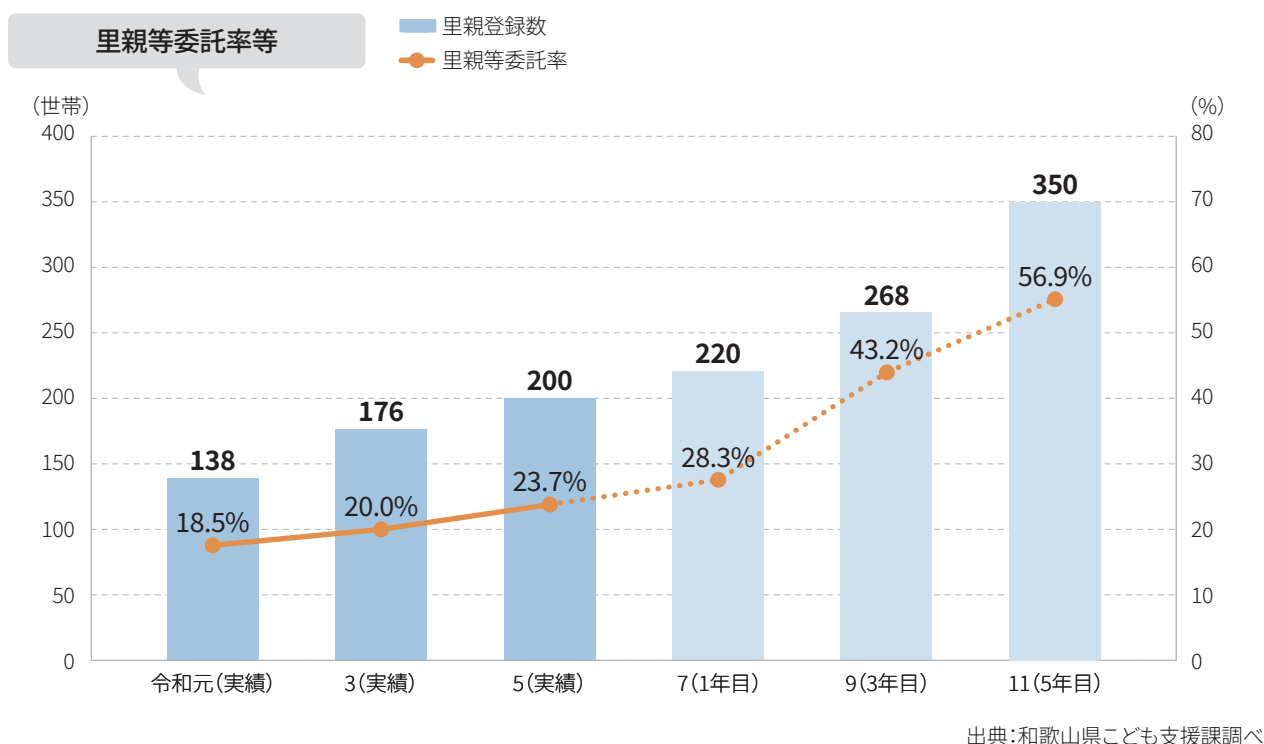
(5) 社会的養育の推進

ア 現状と課題

代替養育を必要とする児童数^{※61}は人口減少に伴い減少する見込みで、令和11年度には264人^{※62}になると見込まれます。

これらを含む全ての児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難または適当でない場合には、永続的に安定した養育環境を保障する特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進めることとされ(家庭的養育優先原則)、その実現のためには、まず、児童相談所のケースマネジメントの徹底が必要です。

その上で、里親等委託を推進し、里親等委託率^{※63}の目標(乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上)達成を目指すとともに、児童養護施設等においてもより家庭的な環境において養育される場所を提供するため、小規模かつ地域分散化された施設の整備等を図る必要があります。令和5年度末現在、県内の里親登録数は200世帯、里親等委託率は23.7%で着実に増加^{※64}していますが、目標には達していません。



※61：里親宅、ファミリーホーム(里親等の養育者が自宅において、複数の児童を家庭的な環境の下で養育する施設)、乳児院及び児童養護施設で養育が必要と考えられる児童数

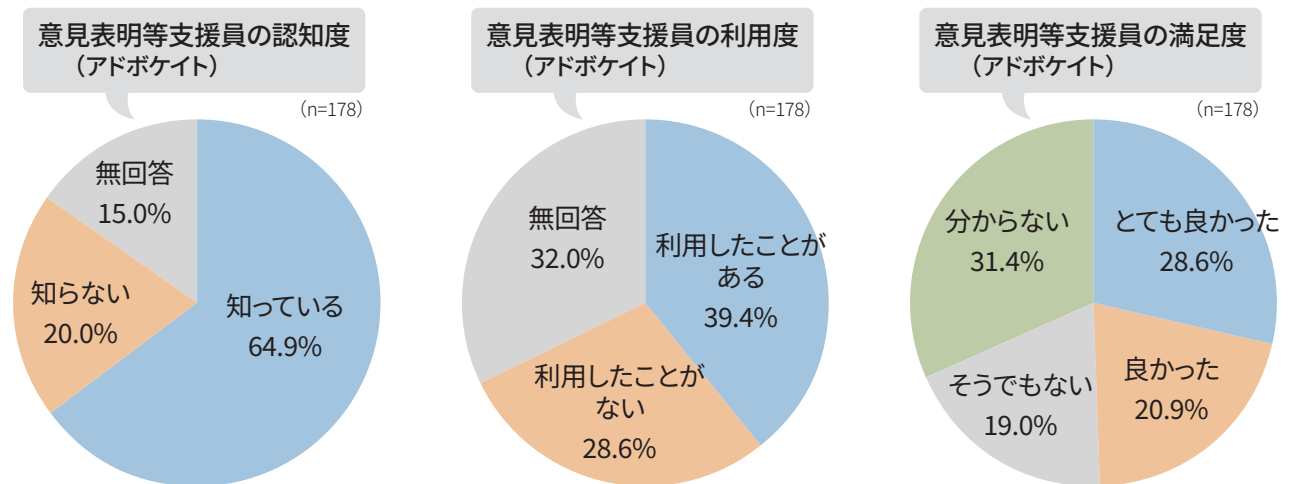
※62：資料編 数値見込み参照

※63：児童養護施設などの代替養育を必要とする児童のうち、里親宅(ファミリーホームを含む)に委託されている児童の割合

※64：前回計画策定時(平成30年度)の里親登録数は129世帯、里親等委託率は17.9%

社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、保護者等からの十分な支援を受けられないまま、社会の中で生活していかなくてはならない場合があります。そのため、児童養護施設等入所中や里親の家庭で生活している間に、社会生活に必要な様々な知識、技術や経験が得られるように支援する必要があります。さらに、退所後においても継続的な相談等の支援が必要です。

加えて、児童の権利擁護に取り組み、社会的養護の対象である児童に意見表明の機会の場を確保する必要があります。



出典：和歌山県子ども支援課アンケート(令和6年)

1 展開する施策

(ア) 当事者である児童の権利擁護

意見表明等支援事業^{※65}の実施など、里親家庭や児童養護施設等に措置または一時保護された児童等に意見表明の機会の場を確保し、児童等の権利擁護に努めます。

a：児童への意見表明権の啓発

社会的養護の下で育つ児童が自らの意見を表明できるよう、児童が権利を有することや意見表明の手段があることなどについて、児童へ周知します。

b：児童が意見を表明しやすい環境づくり

家庭、児童相談所や児童養護施設等において、児童が意見を表明するための取組を充実させます。また、児童の意見を第三者が代弁する意見表明等支援事業の認知度及び満足度の向上など、さらなる拡充を目指します。

c：児童の権利に対する施設等職員の意識向上

児童の権利に関して、里親等や児童養護施設等の職員の意識の向上を図るとともに、児童の意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。

※65：令和4年改正児童福祉法により規定され、児童の下に意見表明等支援員(アドボケイト)を派遣し、児童から意見を聴取することで、児童が自らの支援の在り方に参画できるようにする事業。本県では、法改正より前の令和3年度より一時保護所において試行的に導入し、令和4年度より一時保護委託を含む一時保護児童に対し実施。令和6年度より里親や児童養護施設等措置児童にも対象を拡大

(イ) 代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障^{※66}

家庭における養育が困難または適当でない児童に対し、市町村をはじめとする関係機関と緊密な連携の下、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

a：児童相談所の職員体制の構築

児童相談所におけるパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底するための職員体制の構築に努めます。

b：親子関係を再構築する支援体制の構築

親子関係の再構築に向け、こどもの意見、意向を丁寧に把握、尊重しながら、重層的、複合的、継続的な支援が行える体制を構築します。

c：特別養子縁組等の推進

児童相談所において、特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、特別養子縁組等の一層の推進を図ります。加えて、民間あっせん機関との連携及び支援策を検討します。

(ウ) 里親、ファミリーホームへの委託の推進

里親等委託を推進するため、家庭における養育環境と同様の養育を確保するため、里親支援センター等を中心とした普及啓発や未委託里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親制度の周知、啓発に努めます。

a：里親等委託の推進

児童相談所の体制を強化し、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を推進します。特に愛着形成など児童の発達ニーズの観点から、乳幼児を最優先に推進します。

b：里親支援センター等と連携した取組

一貫した体制で継続的に里親等の支援等を提供するための児童福祉施設として里親支援センターが児童福祉法に位置付けられたことを踏まえ、里親支援センターの機能充実を強力に進めます。さらに、里親支援センターが中心となり、市町村、関係機関等とも連携することにより、広報啓発や里親支援業務など包括的な実施体制を構築し、きめ細やかな支援を実現します。

c：里親等の養育力の向上

里親等の資質向上のための研修を実施するとともに、児童養護施設等での養育実習の受け入れを促すなど、養育力の高い里親の養成を推進します。

d：ファミリーホームの設置促進

ファミリーホームの設置を促進し、里親等委託の多様なあり方を実現します。

※66：永続的に安定した養育環境を保障すること

(エ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換

児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的環境を確保する必要があります。小規模かつ地域分散化された施設は少人数の職員体制で運営されるため、支援体制の確保に留意します。また、施設が培ってきた児童養育の専門性をもとに、里親支援の機能強化、一時保護専用施設の設置や児童家庭センターの運営などの多機能化、機能転換も併せて行います。

a：家庭環境と同様の施設整備

できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設整備を促進します。なお、地域分散化については、本体施設の支援体制の構築や職員確保に留意しながら、各施設と協議しながら進めます。

b：施設職員体制の強化

小規模かつ地域分散化された施設については、児童への支援がより手厚い職員体制で運営されるよう、支援体制の強化を促進します。

c：児童養護施設等の多機能化、高機能化の推進

ソーシャルワーク機能や相談支援にかかる専門的な機能を有している児童養護施設等において、家庭支援事業をはじめとする多機能化、高機能化を推進します。

(オ) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護を受ける児童は、自立に際し、精神的にも経済的にも保護者等から支援を受けられないことが多いため、児童が社会生活に必要な知識、技術や経験が得られるよう支援します。併せて、里親等の委託解除や児童養護施設等を退所した児童等に対しアフターケアを実施します。

社会的養護経験者等が利用できる児童自立生活援助事業^{※67}については、大半が和歌山市に集中しているため、今後は、整備箇所について地域偏在にも考慮し慎重に判断するとともに、支援の質の向上等を重点的に推進していく必要があります。

a：退所後の継続支援

退所児童等が自立後に抱える困りごとに対応できるよう、退所した児童養護施設等や社会的養護自立支援拠点事業所^{※68}による継続的な相談支援を行います。また、退所児童等のニーズをアンケートやヒアリング調査により把握し、退所児童等の支援につなげます。

b：入所中からの自立を見据えた支援

退所児童等が自立後も安定した生活を送ることができるよう、里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行います。

c：児童自立生活援助事業の計画的整備

児童自立生活援助事業を適切に推進し、社会的養護経験者の自立支援に努めます。

※67：義務教育修了後や措置等解除後の自立支援を図るため、生活支援を行う事業所。令和4年改正児童福祉法において、対象者と実施場所が弾力化され、従来の児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（Ⅰ型）だけでなく、児童養護施設等（Ⅱ型）、ファミリーホームや里親宅（Ⅲ型）でも実施できるようになった。Ⅰ型は令和6年4月現在で和歌山市を中心に10か所運営（「子どもシェルター」を除く。）

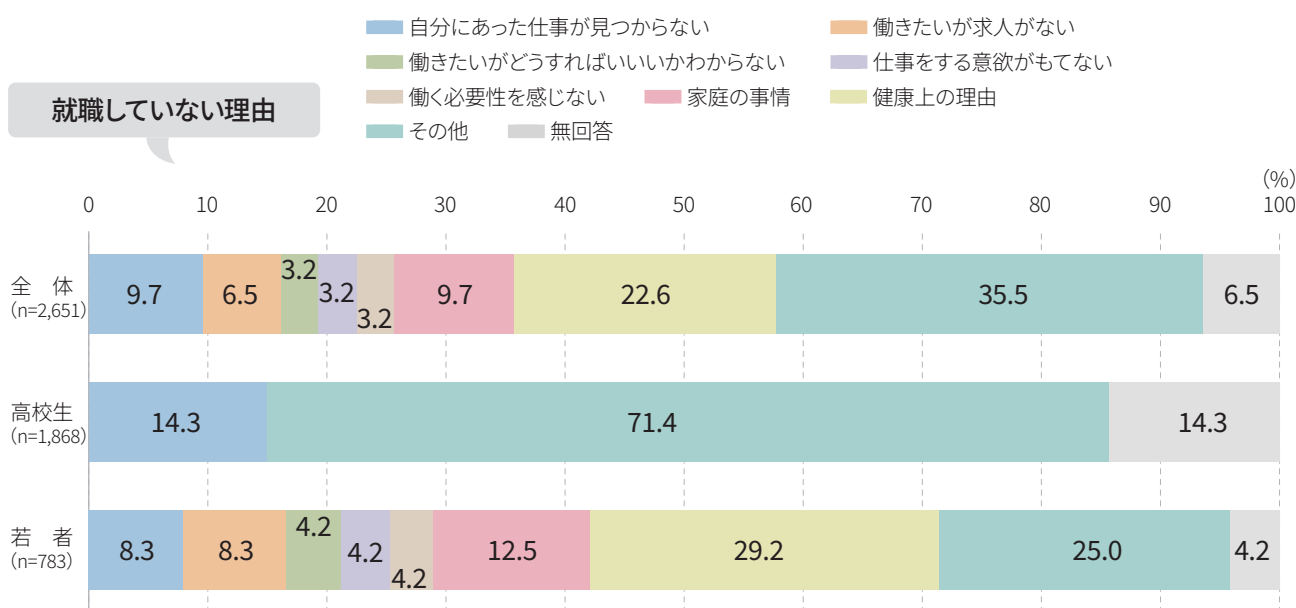
※68：令和4年改正児童福祉法で規定され、児童養護施設等への措置を解除された者等や虐待経験がありながら、これまで公的支援につながらなかった者等が相互に交流する場所を提供し、情報の提供や相談及び助言など必要な支援を実施する事業

(6) 特に配慮が必要な子どもや若者への支援

ア 現状と課題

ニートやひきこもり、不登校等の問題は、貧困や職場のハラスメントなどの社会的要因に個々の状況が重なるなど、非常に複雑で多様な状況となっています。ヤングケアラーには、年齢や成長の度合いに見合わない過大な家事や介護の負担により、本人の成育や学業等への影響が懸念されます。本人や家族に自覚がない場合もあり、表面化しにくいことも問題です。性的少数者^{※69}の子どもや若者は偏見や差別的な扱いを受けることが多く、学校生活においても環境面や心情等に配慮した対応が必要です。また、本県在住の外国人とその子どもが一定数いることを踏まえ、全ての外国人を孤立させることのない支援が必要です。子どもや若者が抱える困難や課題は多様化していますが、誰一人取り残すことなく健やかに成長できるよう支援を行う必要があります。

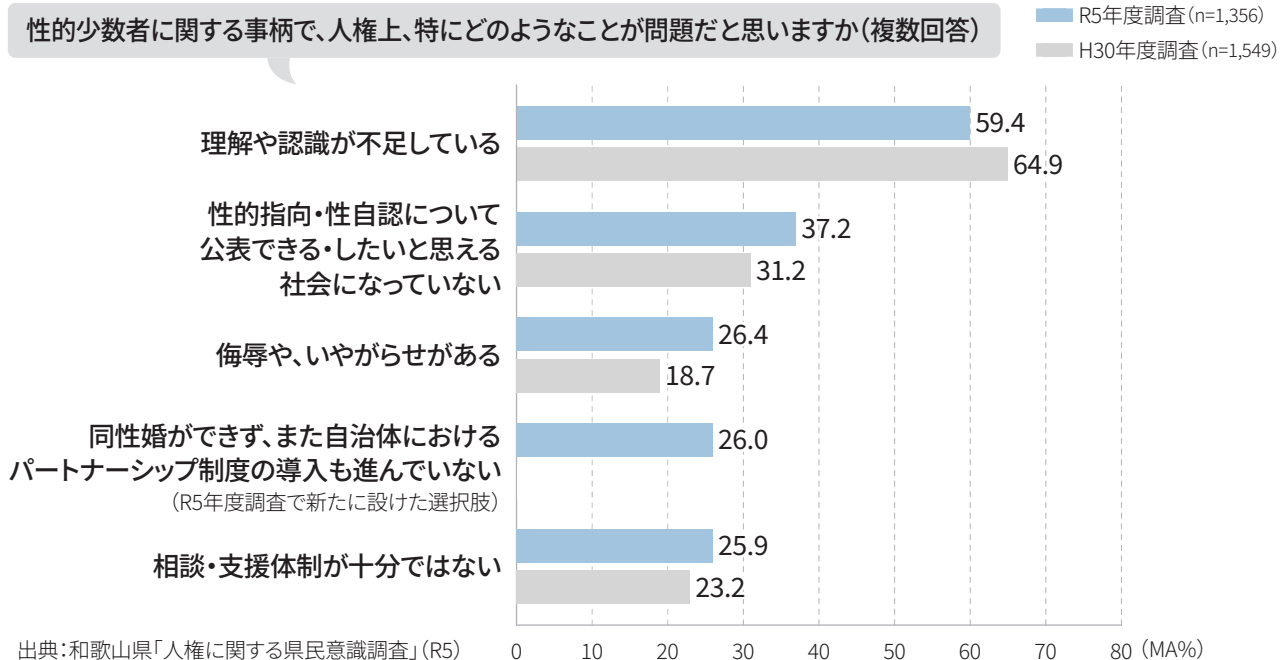
就職していない理由は、「健康上の理由」が最も高くなっていますが、次いで「自分にあった仕事が見つからない」が9.7%となっています。



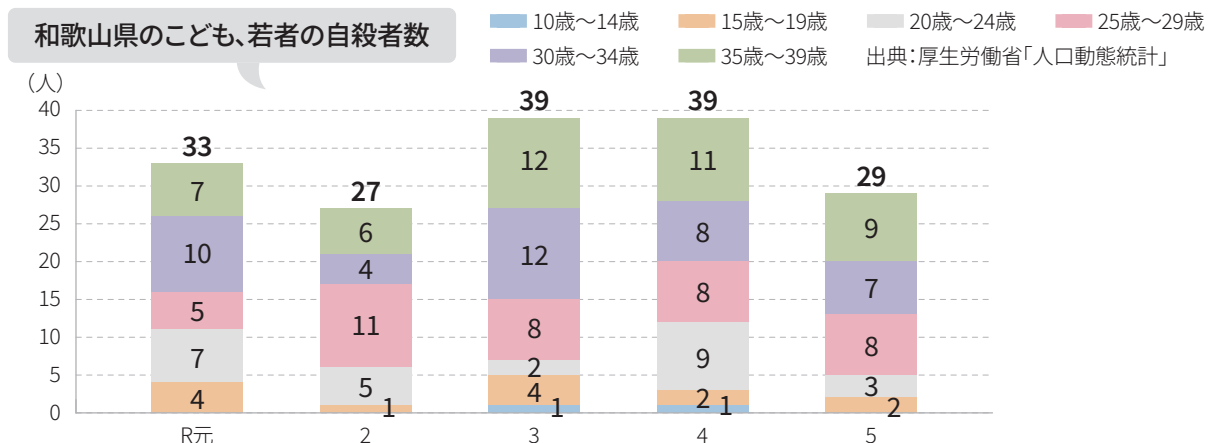
出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

※69：性的指向(恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいうもの)や性自認(自己の性別についての認識)、性表現、身体的性など性に関するマイノリティのこと

県が実施した人権に関する県民意識調査では、性的少数者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについて、「理解や認識が不足している」が59.4%と最も高く、次いで「性的指向・性自認について公表できる・公表したいと思える社会になっていない」が37.2%、「侮辱や、いやがらせがある」が26.4%でした。



こども、若者の自殺者数は令和元年から5年にかけては増減はあるもののなくなっておらず、10代の自殺者もいる状況です。



1 展開する施策

(ア) 自殺や自傷行為の防止

自分を大切にする心を育む教育や普及啓発に取り組みます。自殺予防教育や相談体制の充実など、自殺を防止する取組や、リストカット、オーバードーズ^{※70}など自傷行為を防止するため、相談体制の整備などの取組を推進します。

※70：医薬品等の決められた用量を守らずに過剰摂取すること

(イ) 不登校の子どもへの支援

全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学びを希望したときに学びにアクセスできる環境を整備します。モニター調査では、「不登校の子どもが学びに遅れをとらず、次回登校時の不安を軽減してほしい」(中学生)などの意見がありました。

- a：不登校児童生徒支援員^{※71}やスクールカウンセラー^{※72}の配置等、不登校等総合対策事業の実施
不登校児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※73}や教育支援センター^{※74}の拡充等、支援体制を強化し、不登校の未然防止や早期発見、早期対応、学校復帰、社会的自立に向けた支援に努めます。
- b：ICT等を活用した不登校児童生徒への学習支援
校内教育支援センター^{※75}などの学校内で安心して落ち着ける場所や教育支援センターでの学習、自宅でのICTを活用した学習等により学習支援を実施します。
- c：不登校のこどもの居場所の確保
学校、教育支援センターやフリースクール^{※76}等の民間施設と連携し、不登校のこどもの居場所の確保を図ります。

(ウ) ひきこもり状態にある方、ニートへの支援

ひきこもりは、様々な要因が複合的に絡み合って生じるといわれており、その原因や程度は様々です。社会的な経験が少ないことが要因のひとつとしても考えられますが、何らかの理由で「元気」や「自信」をなくし、活動するためのエネルギーが低下している状態です。

ひきこもり状態にある方の性格や特徴にある一定の傾向があると考えられがちですが、不登校と同様、誰にでも起こりうる可能性があります。

そのため、ひきこもり状態にある方については、地域社会全体で支援していく必要があります。

- a：ひきこもり地域支援センター^{※77}と関係機関との連携を強化
ひきこもり地域支援センターや保健所、市町村において、ひきこもりに関する相談支援を行います。
- b：若者サポートステーションWith Youにおける若者の自立支援
あらゆる悩みに関し、アウトリーチ型支援^{※78}を含めた相談支援、専門機関への橋渡しを行い、職業的自立を目指す人にはキャリアカウンセリングや仕事に必要なスキルを身に付けるプログラムの実施等により就労を支援します。

(エ) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーはケアが日常化し学業や友人関係等に支障が出てしまうなど個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見、把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋がります。

※71：学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への支援等を行う

※72：学校現場で、児童、生徒、保護者や教職員の相談や支援を行う心理専門職

※73：課題を抱える児童生徒に対し、社会福祉等の専門的な視点を取り入れた支援を行う

※74：各地域の教育委員会が開設する、一人一人に合わせた個別学習や相談を行う場

※75：学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋

※76：民間の自主性、主体性の下に設置、運営され、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などを提供している施設

※77：ひきこもり状態にある本人やその家族等からの相談を受ける機関

※78：対象者や家族、関係者等に対して個別的に若者サポートステーションWith You以外の場所(自宅、学校、市町村役場、カフェ等)で相談に応じるもの

(オ) 非行防止と自立支援

こどもや若者の非行防止やこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

a：非行防止活動

小中学校等で少年サポートセンターによる非行防止教室を実施し、こどもの規範意識の向上を図ります。また、中学校に学校支援サポーター^{※79}を常駐させ、学校環境の改善を図ります。

b：非行少年の立ち直り支援活動

少年補導員^{※80}や学生サポーター^{※81}や更生保護団体^{※82}と協働し、公園の清掃等の社会参加活動や、農業体験等を通してコミュニケーション能力、社会性、規範意識等を高めることにより非行少年の立ち直りを支援します。

(カ) 在留外国人のこどもや若者の支援

就学状況等の把握や円滑な就学を目指した支援を行い、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図ります。

(キ) 若年妊産婦^{※83}の支援

予期せぬ妊娠等により悩みを抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう市町村や産科医療機関との連携体制を構築します。

(ク) 犯罪被害者等の支援

こどもが犯罪被害に巻き込まれる事案があとを絶ちません。こうした犯罪が被害者に及ぼす身体的、精神的影響は計り知れず、被害にあったこどもの心身の負担を軽減し、立ち直り支援が必要です。

犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、生活資金の貸付や無料弁護士相談等の制度を関係機関や団体と緊密に連携協力しながら、総合的に推進していきます。

(ケ) 性的少数者への支援

性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることなく自分らしく生きられるよう、多様な性の在り方についての県民の正しい理解を深める広報、啓発を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

※79：警察OBを中学校に1年間派遣し、学校だけでは解決が難しいいじめや非行問題等の対応にあたる

※80：少年非行、被害防止を進めるため、警察から委嘱を受けた地域住民で構成するボランティア

※81：少年の非行防止のため、警察から委嘱を受けた大学生や大学院生で構成されたボランティア

※82：保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会など

※83：20歳未満で妊娠、出産した女性